事　　務　　連　　絡
令和３年１月１３日

都道府県旅行業担当課長　殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼）

本日開催された第５２回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の２府５県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日持ち回りにて開催された第１６回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴都道府県におかれては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤７割減や時差出勤の推進等改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、旅行業協会あてに事務連絡を発出しておりますので、ご案内いたします。

（別添）
・国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡及び第１６回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示
・旅行業協会あて事務連絡

（参考ＵＲＬ）（新型コロナウイルス感染症対策本部（第 52 回）資料）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030113.pdf